

ダメ！ 自転車の酒気帯び運転とながらスマホ

昨年11月に道路交通法が改正され、自転車の酒気帯び運転やながらスマホに新しく罰則が整備されました。自動車でも自転車でも酒気帯び運転やながらスマホは、絶対にやめましょう。

酒気帯び運転



運転者のほか、酒類を提供した人や勧めた人、自転車に同乗した人に対して、新たに罰則が整備され、**自動車での飲酒運転と同じ罰則が科されるようになります。**

※自転車を押して歩くのは歩行者扱いになるため対象外

【酒気帯び運転者に対する罰則】

3年以下の懲役または50万円以下の罰金

【酒気帯び運転者の周囲の人に対する罰則】

- 。自転車を提供した人…3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- 。酒類を提供した人や飲酒を勧めた人、同乗者…2年以下の懲役または30万円以下の罰金

ながらスマホ



自転車に乗りながらスマホを手で持ち、通話する行為、スマホ画面を注視する行為が新たに禁止され、**罰則の対象となりました。**

※自転車停止中のスマホ操作は対象外

【運転者に対する罰則】

6カ月以下の懲役または10万円以下の罰金

酒気帯び運転、ながらスマホを含めた危険行為(※)を3年以内に2回以上行った人には、「自転車運転者講習」の受講が義務付けられています。この講習の受講を怠ると「5万円以下の罰金」が科されます。

※危険行為の主な例…信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切立ち入り

開催してみませんか 交通安全教室

交通指導員や交通安全専門員が皆さんの希望する場所に伺い、幼児から高齢者まで、年代に合わせた内容の交通安全教室を開催します。少人数や短時間での開催も可能です。

【対象】 子ども会やPTA、自治会、老人クラブなど

【利用料】 無料
【申し込み方法】

電話にて、新館市民生活総合相談センター(☎41-3551)へご相談ください。



▲学童クラブでの交通安全教室の様子。イラストを使って交通ルールを楽しく教えます

事故を起こさない 起こさせないために

みんなで守ろう 交通ルール

【問い合わせ】新館市民生活総合相談センター(☎41-3551)

令和6年の市内における交通事故負傷者数は177人で、令和5年と比べ21人減少しました。事故防止には、一人一人が事故に遭わない・起こさないための行動をとることが重要です。

基本的な交通ルールとマナー

【自動車】

- 。状況に応じて安全な速度で走る
- 。カーブの手前でスピードを落とす
- 。交差点では必ず安全を確認する
- 。横断歩道を渡ろうとする人が居るときは必ず一時停止する
- 。飲酒運転は絶対にしない

【自転車】

- 。原則、車道(左側)走行。自転車の通行が可能な歩道を走行する場合、歩行者を優先
- 。交差点では必ず安全を確認する
- 。夜間はライトを点灯する
- 。ヘルメットを着用する
- 。飲酒運転は絶対にしない



▲自転車通行可の歩道の標識

飲酒運転の罰則

飲酒運転の罰則は、酒酔い運転(アルコール濃度に関係なく客観的に見てアルコールが原因で正常でないと判断された状態)と酒気帯び運転(呼気1ℓ中のアルコール濃度が0.15mg以上)で変わります。

【運転者に対する罰則】

酒酔い運転…5年以下の懲役または100万円以下の罰金
酒気帯び運転…3年以下の懲役または50万円以下の罰金

【運転者の周囲に対する罰則】

- 。車を提供した人
運転者が酒酔い運転…5年以下の懲役または100万円以下の罰金
運転者が酒気帯び運転…3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- 。酒類を提供した人や飲酒を勧めた人、同乗者
運転者が酒酔い運転…3年以下の懲役または50万円以下の罰金
運転者が酒気帯び運転…2年以下の懲役または30万円以下の罰金

飲酒運転は犯罪です

本年の市内における飲酒運転の検挙は、6月末時点で10件で、令和6年中の5件と比べ、すでに倍の検挙数になっています。

飲酒運転をした理由は、「事故を起こさないと思った」が多数を占めていますが、本人に自覚がなくても、少しのアルコールで運転への影響は

大きいものです。飲酒運転は絶対にやめましょう。
また、飲酒運転を防ぐためには、周りの人が飲酒運転をさせないことも大切です。

【飲酒運転4しない運動】

- 。運転するなら酒を飲まない
- 。運転する人に酒を提供しない
- 。酒を飲んだ人に車を提供しない
- 。酒を飲んだ人の車に同乗しない